

会 議 録

会議の名称	西東京市行財政改革推進委員会 平成 15 年度 第 1 回会議
開催日時	平成 15 年 5 月 21 日（水） 午前 10 時 20 分から午前 11 時 20 分まで
開催場所	保谷庁舎 4 階 B 会議室
出席者	箱崎委員長 小林委員 筑井委員 長澤委員 松山委員 高梨委員 倉本委員 （竹之内副委員長欠席） 事務局：坂井企画部長 高根企画課長 飯島課長補佐 伊佐美主査 河合主任
議題等	1 定員適正化について 2 その他
会議資料	西東京市の職員定員計画についての提言 資料 1
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録（内容、別紙会議録のとおり）

西東京市行財政改革推進委員会会議 平成15年度 第1回会議録

委員長：おはようございます。ただ今から第1回の行財政改革推進委員会を開きます。

本日、竹之内副委員長が欠席しております。

本日は、あまり複雑な手続きではないですが、皆さんに差し上げた定員問題の提言素案について、ご審議をお願いしたいと思います。私の記憶で書きましたので、細かい数字は事務局に直してほしいと依頼をしていましたが、これは直っていませんね。

事務局：はい。

委員長：まず、訂正をお願いします。

事務局：2ページの14行目ですが、「後者が41.5億円」とありますが、「後者が23.5億円」が正しく、「合わせて59.3億円」が「合わせて41.4億円」になります。同じページの後ろから2行目ですが、「スリムで、高率的な」が「スリムで、効率的な」になります。次に3ページの21行目ですが、「三鷹市のそれは24.2%」になっていますが、「三鷹市のそれは22.0%」が正しいです。間違いではないですが、4ページの数字が、それまでは漢数字になっていたものが、アラビア数字になっています。19行目で、「委員長」が「会長」になっています。訂正は以上です。

委員長：これについて、皆さんでご意見を出し合ってもらいたいと思います。

高梨委員：ご訂正いただいて、内容がより正確になり、結構なことと存じます。提案の中味については、指摘したり、修正すべきものはありません。問題は、「提言」という形をとることは如何なものか、素直に答申として取り扱っていただきたいということです。私自身は、行財政改革のポイントは定員問題になると言っても過言ではないと考えております。当市を取り巻く内外の情勢・環境を踏まえ、市民が納得できる定員削減が実行されれば、行財政改革の目的は80~90%達成されたと言ってもよろしいのではないかと存じます。行財政改革推進委員会条例の第1条、第2条の主旨に則り、適正かつ効率的な市政を実現するため、当委員会として委員長起案の「西東京市の職員定員の適正化について」を市長に対し答申すべきだと考えます。事務局とのやりとりや諸般の情勢から提言の形をとったということとは理解できますが、再考願いたいと存じます。

委員長：どうもありがとうございました。提言でなく答申にすべきだというご意見でしたが、もっともな点もございますが、何かこの問題で他にご意見はありますか。

事務局：ご意見がないようでしたら、事務局の考え方をご説明させていただければと思いますが、よろしいですか。

委員長：はい。

事務局：この提言は、委員長がまとめていただくにあたり、私どもも資料を提供し、事務局の忌憚のない意見を申し上げたところでございます。一番最初の諮問と答申の関係でございますが、実は私どもがこの条例を作る時に、「諮問」という形式と「助言」という形式を条文上2つに分けておりますのは、いわゆる約束事のようなものです。答申というのは諮問に対してお答えいただくもので、助言というのは、ここに諮問はないけれども、行革の精神に立って、こうあるべきではないかというものと考えており、いわゆる助言と区別をしております。多少耳障りで恐縮ですが、私どもが一番最初に諮問文としてお配りしたのは、途中を省略しますが、「新市西東京市としての行財政改革大綱を策定することが急務である」というのが市長の文書であります。「大綱の策定にあたっての基本的考え方について、ご教授願いたく諮問いたします」に対していただきましたのは、赤い冊子でまとめてございます答申文でございます。これが諮問に対して答申をいただいたもので、これに基づいて行革大綱ができあがったという経過でございますので、諮問と答申の関係はこれで完結しているとの認識でございます。その後、ご審議いただいている中味については、補助金について文書をいただいております。その時も提言という形でいただきましたが、その際は、私どもで依頼を差し上げて、一定の取りまとめたものを提言という形でいただきました。今回の提言につきましては、委員会の見識として自発的にご建議なさるという位置付けでお出しただけならば、提言という形でお願いしたいという整理の仕方で申し上げてきたということでございます。

委員長：前回の答申で完結したということですが、完結はしていません。それはいわば第1次答申であって、2度、3度の答申があっても構わないわけで、私達はそういう前提で審議をしてきておりますので、その完結しているという考えは受け入れられないです。

事務局：やり取りとなって恐縮ですが、私どもの考えとしては、委員の位置付けとしては、市長の附属機関としてご就任いただいております。したがって、議会の議決

を得た条例という法形式のもとで、一定程度市長の運用解釈の裁量の中で、審議会の権威が存在すると思います。市長が諮問をするという形を取らせていただいたものが、形式上で答申と考えております。

委員長：答申は完結していないということ、前々回までの会議で事務局と何回も話し合ったわけです。事務局の考え方は分かりましたので、他に意見はございますか。

倉本委員：先ほどの2ページ目にある、国民健康保険や下水道事業の赤字補填については、13年度の決算カードを見ますと、他の公営事業である、老人保健医療、介護保険、介護サービス事業、駐車場、下水道事業も合わせますと68億円になり、41.4億円ではなく、実際にはもっと厳しい赤字補填が行われているということです。実際、地方税が減っていますので、もっと厳しく考えないといけないと思いました。

松山委員：この提言案を拝見しますと、今までにわれわれが答申したものと同じくらいの重みを持った内容だと思います。今も議論が出ましたが、私は、当委員会への諮問は、答申の提出で終わっていると堅苦しく考えなくても良いと思います。変動の激しい時代ですから、いったん答申したとしても、情勢の変動に応じて第2次、第3次というものがあってしかるべきで、むしろ、ない方がおかしいのではないかという気がします。そうしたことから、追加答申というものは十分に考えられ、この中味を見れば見るほど、むしろ追加答申をするべきではないかという気がします。

委員長：答申にすべきだということですね。

松山委員：はい、そうです。この案の中味に異論はありませんが、財政事情をもっと強調したいと思います。気になりまして、類似市の財政状況を調べてみました。市税が基本的な自主財源になるわけですが、これが予算規模、つまり歳入計に対して、どれだけのウエイトを占めているのかを武蔵野市、三鷹市、調布市、小平市、東村山市、西東京市について調べてみましたところ、当市は絶望的に低い数値です。驚きましたが、武蔵野市は別格としても、小平市より下で東村山市と最下位を争っている状況です。

委員長：分母と分子は何ですか。

松山委員：分母が歳入計で、分子が市税です。平成13年度で見ますと、武蔵野市64.8%、三鷹市58.9%、調布市62.5%、小平市58.0%、東村山市46.2%、西東京市46.8%

となっています。当市は、今は合併に伴う優遇措置があって、あまり問題が外に出ていませんが、これがなくなれば、かなり厳しい状況になると思います。これからは国にも頼れない状況ですから、市税が核になるわけですが、このような状態ですと、相当厳しい行革が必要だと思います。

委員長：こういうことを追加しますか。

松山委員：そこまでは考えていませんでした。言いたかったことは、うかうかしてられないということ、そして今後必要な都市基盤整備にお金をさけないということです。その関連で、先日、総合計画というすばらしい計画ができ、ぜひ実行しなければならぬわけですが、そこに回せるお金がないのではないかと危惧しています。

委員長：何年経っても出てこないと思います。

松山委員：せっかく、ここまで整備が進んできたわけですから、この周辺地域の核都市を目指して、更に都市基盤を整備するという夢のある話に持っていきたいと思います。そのためには、そういう政策にさける財源を確保しなければならないわけですから、一層の職員の削減は必至だと思います。それに責任を持って取り組むためには、提言という弱い言葉ではなく、答申ということで今までと同じ重みで取り組んでいただきたいと思います。

委員長：前回の会議で提言にするということにしましたが、提言というのはどういう扱いをするのですか。

事務局：再三申し上げておりますように、提言も答申も委員会からいただいたという重みでは、受け止める側は基本的には同じものと受け止めたいと思います。ただ、答申という形でいただいたものは、実行性を担保した形でわれわれもやっていきたいと考えております。提言の場合は、長期的な、ある意味では将来構想を担ったようなものとして、精神論として受け止めるという部分が多々出てくるということでございます。先般、この辺については申し上げたところですが、この中味に則して理事者に報告をしました。市長の見解ですが、私が繰り返し申し上げていることの確認になってしまいますが、平成 22 年度までに 218 人削減を目標値として実行ベースでやっていきたいということで、数値を表に出してやってきており、今回いただいた 400 人の削減は、事実上不可能であるという認識でございますが、現在のリストラ等の厳しい社会経済情勢を考えますと、市民感情を踏まえたこの委員会の提言の精神については、十分理解し、今後の市政の参考にさせて

いただきたいということでございます。ただ、私どもはこの提言をいただくにあたって、どういうやり取りをしたのかを含めて、事務局の見解を行革本部に申し上げたいということで、先ほど委員長の了解も得たところでございます。いただいた提言については、今申し上げたような取り扱いさせていただきたいと思います。

松山委員：もう一つの問題は、職員の削減数です。1,000人体制というのは、委員長には申しわけありませんが、特に根拠はないと思えます。私個人としては、1,000人体制ということにそうこだわる必要もないし、きちんとした論拠があればそれに變更しても差し支えないと思えます。したがって、この数字は絶対的なものではなく、努力目標であっても構わないと思えます。

提言と答申の差というのはよく分かりませんが、言葉の持つ重みが違うような気がします。したがって、答申という形をとる必要がありますが、この1,000人体制という数値は、努力目標ということで弾力的に考えて良いと思えます。

事務局：補足させていただきますが、私どもの認識としては、先ほど申し上げましたように、行革大綱を策定するにあたって、基本的な考え方を取りまとめていただきたいというお願いを諮問文という形式でいたしました。今回いただくについては、定数について、具体的に何名にすべきかというご諮問をしたということではありませんので、それは提言ではないかということでございます。ですから、もし答申という形で出てくれば、それに対応した諮問というのはどういう形式をとっているのかという形式論も出てくるように思います。

長澤委員：いろいろ聞いているのですが、私達識者にとっては大変な状況になっておりまして、前から言っておりますが、私の会社においても2、3年前に400~500人のリストラをやっております、こういう経済社会情勢ですから、お役所を見ますと、3年前に作ったものがそのままであるという感じで聞いていますが、そうではないのではないかと思います。ここは都心に近くていろいろあるかもしれませんが、収支を見ても、それほど増えるとは思えません。われわれ企業からしても、税金が減っていることを考えると、使えるお金が限られてくるということです。当初3年前に合併した時の計画はあるけれども、そのまま良いものなのかという問題と、それに対して答申、提言の問題がありますが、それをわれわれが市長にお話するのが、この委員会の仕事ではないかと思います。特に、市長なり事務局職員がやれないことをわれわれが市民の代表として言うことによって、市長にやってもらうのが一番大きな仕事ではないかと思います。その中の一つの大きいものが定員問題だと思います。そういう意味では当を得ていると思ってい

ますが、提言か答申にするかという問題はありますが、内容としては、実際にわれわれがやる仕事であると思います。われわれの任期も2年で、あと残り少ないですが、何をやったのかというと、行革大綱を作りましたけれども、それを実際に最後まで見られないわけですし、定員問題はやってほしいと思います。平成22年までと長いスパンで考えていらっしゃると思いますが、それをローリングして考えていくことも必要ではないかと思います。

小林委員：答申、提言という話が今ありましたが、重要なのは、この案をこの会としてまとめて市長に助言するということであり、答申であると受けつけられないということでは困ると思います。1,000人が本当に正しいか分からないわけですし、もしかしたら950人、1,050人かもしれないですし、そこは分からないわけですから、努力目標として1,000人達成してくださいという意味で出すのであれば、今の事務局のお話を聞いていても、私は提言でも構わないと思います。ただ、その提言について、答申に準ずるものとして重く受け止めてほしいということをやったっていいと思います。これは提言ですので、聞いたから良いというのではなくて、これを精神的な目標として皆さんにがんばってもらうということであれば、私は提言であっても構わないと思います。今の提言の話とは別の細かい話になりますが、1ページ目4行目に「平成12年4月1日から平成22年4月1日まで」とあるのは、「3月31日まで」ではなくて「4月1日まで」が正しいのですか。

委員長：3月31日で10年になりますが、計画では4月1日現在でとらえます。

小林委員：3ページ目の「民間に任せられる業務はいっぱいある」という部分の「いっぱい」は、もう少し堅い表現にした方がよいと思います。これは縦書きで提出させるのですか。

委員長：縦書きが良いと思います。

小林委員：数字は、アラビア数字で横に見た方がインパクトが強いと思いますが。

委員長：世代的なものかもしれませんが、政府の答申はすべて縦になっている気がします。答申と提言の扱い方が確かに違い、事務局で非常にこだわるのは分かります。それだけ扱い方に苦労しなくてはならないという点が、裏返すと、答申で出ると困るので、提言の方がよろしいという事情はよく分かりますが、そういう事情があればあるほど、諮問された委員会としては、答申にこだわる必要があるのではないかと思います。どうぞよろしくお願いします。

事務局：申しわけございませんが、事務局の一存では答申にするかを決められません。

委員長：事務局に無理な要望はしません。しかし、委員会としては独立しているものから、市長が答申なら受けないというならば、それは結構です。部長の責任ではないですから。そういうことで答申にしましょう。答申にした場合に、どこがどう差し支えがあるのかという内容、この点を厚くするべきだという意見があれば、皆さんの要望を聞いて、次回までにそれらを持ってまいります。答申として考えていただきたいと思います。

高梨委員：事務当局のおっしゃていることも分からないわけではありません。当初の諮問に対する答申の中で、あくまで218人の削減を計画、大綱まで作成し、具体的にその方策まで明示し努力しているのに、ここへきて更に200人程度の減員を答申(提言)することについて、行政サイドとして戸惑いを感じていることは理解できます。逆に言うと、それほど当市を取り巻く内外の環境・情勢は厳しく、財政は逼迫の方向に向かっているとわれわれは認識しているからです。したがって、われわれは市民感情も踏まえ、ぎりぎりの意見を申し述べているわけです。この問題は立場によって、それぞれ感じ方は違うし、対処の仕方も異なると思います。もう1点は、答申(提言)をどのように具現化するかは、行政サイドにお任せするわけですが、実行する段階で、技術的、物理的、感情的な面から柔軟に対応せざるを得ず、結果として100%満足できないことになり得るということも承知しております。職員の人数、生活に関わる最重要事項ですので、市長を始め管理職側が慎重に対処すべきは当然です。あくまで1,000人体制を市役所全体の目標として、真剣に取り組んでいただきたいということです。

委員長：他にご意見はありますか。

長澤委員：財政力に応じた職員体制作りという観点からは、よくまとまっていると思いますが、やはり実行面まで考えますと、すぐ簡単に答申ということで終えるのも難しいかと思います。そうは言っても、大綱を作った後のフォロー、チェック体制をどうするのかという、追加答申もできない提言程度ということでは、また問題があると思いますので、フォローを直接市長にぶつけるという機会を数多くもうけるという方法も一つあるかと思います。

委員長：これをチェック体制に盛り込んで考えてほしいということは、新たに触れましょう。そういうシステムを作って市長がやるかやらないかは別として、答申としてそれは触れておきましょう。他に意見はありますか。

事務局：私どもは行革大綱を作りまして、そのチェック、フォローをこの委員会にお願いしているという考えで、継続していただいているところです。いったんは答申をいただいて大綱を作りましたが、大綱を基に本当に私どもが実行をしているのかをこの場でご審議いただいて、今は職員の定数の削減が218人から400人になっておりますが、それを、そういう一環として見ているわけでございます。仕組みとしては、そういうものができているとご理解いただければと思います。先ほどから答申と提言の議論が続いていますが、こちらの答申をいただいた際に、答申でも218人の目標値は取り組みの第一歩としては評価できるが、しかし、これで適正といえるかどうかは、今後の検証が必要であるとなっております。今後10年間で218人を削減するという目標を基本として、毎年度見直しを図る中で、適正化に向けたさらなる人員削減の取り組みが必要であり、定員適正化計画を作りなさいという答申をいただいております。私どもは、この内容は218人で絶対ではなくて、もっと努力なさい、計画で明らかにしなさいと受け止めましたので、前回若干ご説明いたしましたけれども、計画を前倒しして進めておりますし、その辺のところを定員適正化計画というものを作りまして、3年ごとにローリングし、実際は218人よりも上乗せして進めていこうという体制をとっています。ただ、400人の削減となりますと、前回ご説明しましたように、退職を待って不補充では400人削減はできませんので、首を切るという話になります。現行の法律上、公務員はそういうことが予想されておられませんので、400人を削減することは首を切れということで、提言にしる、答申にしる重さは同じですので、市長はそこまでやるのかという話になってしまいますので、先ほど市長の言葉をお話ししましたが、精神としては理解できるけれども、これをそのまま実行し、また計画を作るということは無理であるということです。提言と答申は単なる技術的な問題ですので、おっしゃるように、ここで答申が出ていますが、定数については、さらに第2次答申として出すということもあるわけですが、私どもの理解では、最初の答申で218人削減は最低目標で、さらに努力なさいという答申でまとめていただいていると理解しておりますので、その先は提言になってしまうのではないかと思います。

委員長：提言の部分では、答申していません。今後の問題だと思います。

倉本委員：以前の委員会で、早期退職にインセンティブがあるとおっしゃっていましたが、実際に効果はあったのでしょうか。

事務局：この委員会の中でご議論いただきました、早期退職優遇制度といったものは、私どもの市でもとり入れております。したがって、それに応募して、これまでも数

十名の職員が退職しております。ただ、それを前提に数字を組み立てられないものですから、こちらとしても、あくまで定年退職の数字で計画は組み立てなくてはならないという辛い立場になります。

委員長：実質的に難しいという面は勘案し、弾力的で選択の余地が広がるような文章に直しましょう。これは考えてみたら、私の失敗でもありますが、ここにきて定員問題を提言という形には、姿勢として、精神論、腹構えとしてできないです。課長の話がそうかと聞いてしまったのが誤りで、立場は分かりますが、よろしく受け入れてほしいと思います。部長も受け入れられないという意向を表明した面は残るわけで、受け入れるかどうかは市長の問題で、諮問はあくまでも市長対委員会の問題ですから、ここは答申としてやらなければ、今まで何回もやってきた会議の意味が失われると思います。この修正については、副委員長も含めて、皆さんで小委員会みたいなものを作りたいのですが、ご希望がありましたら挙手をお願いしたいのですが。お願いできませんか、高梨委員。

高梨委員：要請ということであれば、ご協力します。

委員長：松山委員はいかがですか。

松山委員：私もお協力します。

委員長：それからどなたか、文章の幅を含めて作り直しましょう。部長、何かありますか。

事務局：今のお話は、言ってみれば、私の答弁能力を超えた次元でこの会議が進行しているというお話ですから、それはそれで受け止めます。もう1点、先ほど倉本委員のご指摘について、事務的に答えさせていただきますと、なにゆえに国保・下水道会計以外の高い金額の繰出金を問題にしないのかということですが、市が事業をやる時には、特別会計と一般会計に区分しまして、特別会計は原則自前で運営しなさいという原理が立てられます。しかしながら、例えば、介護保険や老人医療も話に出ていましたが、これらの会計への繰出金が、法律で想定する基準の範囲内であれば、金額的に多額のものであっても、それは当然税金で負担すべき部分であるということになります。一方、国保と下水道は、この基準を超えて、赤字補填的に一般財源を投入して賄うようにしているので、その超えた部分は、形式上目に見えない形の経常支出になっているので、これを経常支出にカウントするという理論の立て方は十分妥当性があると思われしますので、提言案のとおりで良いと思います。加えて恐縮ですが、ここの論調の中で、この前も事務局で申し

上げているので、改めて言う事もないのかもしれませんが、若干、視点が事務局見解とは異なりますというところだけ申し上げさせていただきたいと思います。まず、218人という数字は、私どもは確定ということをやっているわけではなくて、さらなる努力をすべきであるという認識は持っております。ただ、具体的に400人という数字が出ると、私どもは実行が事実上不可能であるから、それは答申でも提言でも約束ができないということです。人件費が、極めてここで象徴的に話題になっておりますが、前回は申し上げましたように、何を以て経営健全の指標にするかについて、私どもは経常収支比率というものさしを持っております。確かに人件費が増加すれば、経常経費が増加して、健全な弾力性のある経営状態ではなくなるということになります。その他の経費を含めた全体の経常収支比率は、西東京市は人件費を含めて82.2%で、よく比較される小平市が90.9%、調布市が85.1%で、西東京市の場合は、がんばっているという状況です。先ほど、松山委員がおっしゃいました税収の問題ですが、自治体が持っている一つの収入基盤として、税収というものは、市町村によっても格差があるのは当然でございます。例えば、その財政収入に合わせて職員定数を減らすということが理論上成り立つのであれば、貧しい自治体は少ない職員で良く、財源のあるところは、職員を多く抱えて充実しなさいということになります。全国の自治体でどこに暮らしていても、日本国家は最低限のきちんとしたサービスを保証するという建前でございますから、その最低限のサービスを提供するために不足する財源は、国で補填して自治体格差が生じないようにしており、財源、資源の少ないところは、地方交付税によってそこを補填します。したがって、三鷹市であろうが、武蔵野市であろうが、西東京市であろうが、一定程度の行政水準が保たれるということになります。この最低限のサービスを提供するための指標として用いられるのが、基本的には人口と面積で、大勢の人間が住んでいれば、それだけ行政需要が増加し、そのために大勢の職員を必要とするので、このための財源について、税収で不足する部分は交付税で補填するというのが、そのような全体的な国家的仕組みがあるということでございます。必ずしも人口が全てとは申しませんが、そういう仕組みがあるということでございますので、人口を職員定数の算定基礎とするのは、それなりの合理性があるものと考えます。いろいろございますので、文案がまとめれば、同様の事務局見解を述べさせていただきたいと思います。

高梨委員：一つ質問ですが、経常収支比率で人件費の部分ですが、これは例えばアウトソーシングで、三鷹市のように保育所を、実際の管理・運営責任は市側が持って、業務だけを外注すると、従来、人件費として専門職がたずさわって経常していた金額が、外注したことによって半分になったという三鷹市の説明でした。こういった外注委託した経費についても、経常的に毎月出るわけですから、これは経常収

支比率の分子の部分に入るわけですか。

事務局：そうです。人件費が、委託料という形で変化しただけという考え方になります。ですから、100万円でできたものが50万円で済めば、50万円軽減になりますが、支出そのものは、経常の支出になりますので、その部分がカウントされるということになります。

高梨委員：そうしますと、経常収支比率の分子の出ていく費用ですが、例えば極端な話で、現状の西東京市の千何百人がいる職員の半分を外注業務にしたとすると、その残りの半分の金額が、経常収支比率の分子の方にいくということですね。

事務局：そうです。

委員長：先ほど、倉本委員がおっしゃったのは、経常収支の支出にあたりますか。

事務局：経常支出にあたりません。一般財源から老人医療や介護保険に財源を投入しておりますが、それは、法律上当然に負担しなければならない税金部分でございますので、それは経常支出という分子に計上されないということでございます。国保と下水道は、法律上認められた枠を超えた支出をしておりますので、こういった部分は経常支出であるという意味でカウントするということになります。

委員長：筑井、長澤委員には、お仕事をお持ちなので、小林委員と倉本委員、よろしければ参加して下さい。それでは、来週にでもやりましょうか。

事務局：今日の会議結果で、さらにこの文案を練っていただけるということですので、とりあえず、市長に報告させていただきます。受ける受けないの結論は、もう少し先の話として、この会議の進行に合わせて調整させていただきたいと思います。

委員長：お願いします。

事務局：事務局として客観的に納得できる文書にまとめていただきたいと思います。

委員長：その辺、知恵を貸していただきたいと思います。本日は、そういうことで、答申を行うことで確認しまして、文面を来週あたりに文面委員会で松山委員、高梨委員、小林委員、倉本委員にもお願いしたいと思います。

松山委員：あと一つ提案があります。今ある行革大綱の実施状況を、われわれの任期が切れる前に聞いておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局：3月議会も終わり、一定の予算計上もしておりますので、調査しておきます。

松山委員：それから、先日の市報で拝見しましたが、総合計画ができましたので、文書にしたものがありましたら、委員会で皆さんにお配りいただければと思います。

事務局：総合計画の中にも、きちんと行革大綱の引用をさせていただいております。これから取り組む地域情報化計画等いろいろなものがございますが、行革大綱が両輪であるということが文面でも出ておりますので、ぜひご覧いただきたいと思えます。

委員長：他にご意見はありますか。ないようなので、以上をもちまして第1回行革委員会を閉会します。ご苦労様でした。